

第3編 分野別計画

基本目標5 多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために【共生社会（地域コミュニティ・人権・LGBTQ・多文化共生）、平和】

5-1 多様性を認め合い、人と人とのつながりの中で、誰もが自分らしくいられるまち【共生社会】

施策14 地域コミュニティの醸成

目的	対象	市民，地域コミュニティ，市民活動団体
	意図	コミュニティ活動が活発に行われるようになる 地域の一員としての連帯感を持つことができる

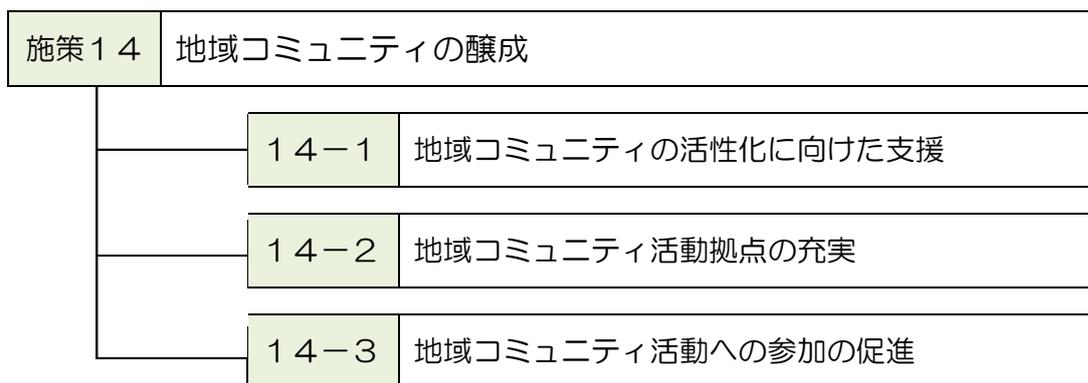
✚ 施策の方向

市民が地域活動等に積極的に参加し、市民同士の交流が促進できるよう、地域コミュニティの形成を支援します。また、地域の課題等について、自分たちで取り組み、解決できるような環境づくりを行うとともに、自分のペースでゆるやかにつながることができる取組を推進します。

✚ 施策のポイント

- 市民同士のつながりを通じて地域活動が実感できるコミュニティの醸成
- 自治会を含む市民活動団体の活性化に向けた支援の充実
- コミュニティ施設の計画的な整備とICT活用による利便性の向上
- 様々な情報伝達手段を活用した地域コミュニティの推進

✚ 基本的取組の体系



✚ 現状と主要課題

- 地域コミュニティの潮流として、自治会や趣味・サークル団体などのコミュニティに加え、個人が自発的にやりたいことの実現に向けて集まるコミュニティ（子ども食堂、地域のNPOなど）が注目されています。また、その活動が社会貢献につながることで、家庭や職場でもない目的交流型のサードプレイスと

して、多世代交流の居場所となっています。

- 近年、令和元年台風第19号などの災害の教訓から、地域における人とのつながりが改めて見直されています。一方、価値観やライフスタイルの変化等による地域活動への参加の減少や、自治会をはじめとする組織の高齢化・固定化によるコミュニティの希薄化が課題となっています。
- 市は、地域コミュニティの基本である自治会の加入促進とその支援のため、自治会の連合組織である調布市自治会連合協議会の活動や運営のサポートに取り組んでいるほか、地区協議会¹への継続的な支援を通じて、地区協議会の活動周知及び市民の地域コミュニティへの参加の促進を図っています。
- しかし、自治会数及び自治会加入率は、ともに一貫して前年を下回る状態で推移しており、自治会数は平成28年度の375自治会から、令和3年度の338自治会と9.9%（37自治会）の減少、また、自治会加入率は平成28年度の43.7%から令和3年度の36.8%と6.9ポイント低下しています。（3月31日現在）



- 市内の地区協議会は全20小学校区のうち、3地区が未設置であるため、地区協議会の設立に向けた取組を支援していく必要があります。
- コミュニティ活動や福祉・文化的な活動の拠点として、地域福祉センターのほか、センターを補完するふれあいの家、地域交流の促進を目的としたふじみ交流プラザを設置しています。引き続き、効果的な活用を目指し、適切な維持管理と計画的な老朽化対策を講じるとともに、コミュニティ活動の潮流を踏まえた利用促進が図れるよう施設運営を行う必要があります。
- 地域コミュニティの活性化に向けた取組のより一層の充実を図るため、市民同士のつながりの促進につながるよう、ソーシャルメディアを活用したオンラインによる地域内共助の仕組みの構築を検討する必要があります。
- 令和3年度に地域情報や動画発信等の機能をリニューアルした地域コミュニティサイト「ちょみっと」を活用し、市民の主体的な情報発信を促進するとともに、これまで地域コミュニティへの参加の機会がなかった人たちの交流を促進するため、ICTを活用した環境整備を進める必要があります。

¹ 小学校区をコミュニティエリアとして、地域で活動する各種団体や地域住民が連携・協力し、地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織。現在、市内には20の小学校区があり、そのうちの17地区で地区協議会が設立され、活動を行っている。

✦ 基本的取組の内容

14-1 地域コミュニティの活性化に向けた支援

◆地域コミュニティの形成と支援

小学校区内の地域団体間のネットワーク化，地域コミュニティの形成に向けた全市域における情報共有体制の構築を図るとともに，地区協議会の設立支援や活動支援など，地域コミュニティ形成に向けた組織づくりを推進します。

◆地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討・実践

自治会連合協議会との協働による自治会支援等を通じて，地域コミュニティ活動が活発になるような支援を検討・実践します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市民同士のつながりによる地域活動が行われていると実感している市民の割合	—	調査中	

基本計画事業候補

事業名	地区協議会の設立と支援	担当課	協働推進課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地区協議会の設立に向けた支援等に取り組みます。 既存の地区協議会に対して，活動支援を行うとともに，地域間の情報共有体制の構築に取り組みます。 		

14-2 地域コミュニティ活動拠点の充実

◆活動拠点の充実

地域福祉センターの使用申込のオンライン化を実施するとともに，エレベーターの設置等，一層のバリアフリー化に向けた取組を推進します。また，ふじみ交流プラザを活用した地域コミュニティの活性化を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2026(令和8)年度)
地域コミュニティ施設の利用者数(地域福祉センター・ふれあいの家・市民活動支援センター・ふじみ交流プラザ)	—	調査中	

14-3 地域コミュニティ活動への参加の促進

◆地域コミュニティ活動に参加しやすい環境づくり

地域コミュニティサイト「ちょみっと」の活用促進と併せて、情報紙「じょいなす」と連携した効果的な情報発信を行うとともに、地域コミュニティのネットワークの向上に資する新たな情報伝達手段の活用によるコミュニティ活動の活性化に取り組みます。

◆市民活動支援センターの運営

市民、地域が主体となったまちづくり活動の活性化を推進するため、市民活動支援センターが市民活動における中間支援組織としてNPOやボランティア団体など多様なコミュニティ団体の活動を支援します。

◆イベント等を契機とした地域活動参加へのきっかけづくり

えんがわフェスタ、まち活フェスタ等のイベントを開催し、市民が地域活動に参加するきっかけとなるよう取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
地域活動に参加している市民の割合	26.4% (H30)	15.7% (R3)	➔

基本計画事業候補

事業名	市民活動支援センターの運営	担当課	協働推進課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動の中間支援組織として、情報の収集・提供、各種相談、啓発事業、交流事業等を実施し、市民活動の活性化を図ります。 行政と市民活動団体等との協働の仕組みづくりを進めます。 		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

○地域福祉センターの使用申込のオンライン化

共創のまちづくり

○市域での広域的なネットワークの構築の検討

脱炭素社会の実現

○コミュニティ施設における再生可能エネルギーの利用促進

フェーズフリー

○災害時協力協定に基づく災害時のコミュニティ施設の活用

施策15 人権の尊重・男女共同参画社会の実現

目的	対象	市民, 事業所
	意図	人権の大切さについて理解を深め, 一人一人の人権を尊重する 男女が互いに理解し, 尊重し, 性別にとらわれることなく, 能力, 個性を 発揮する

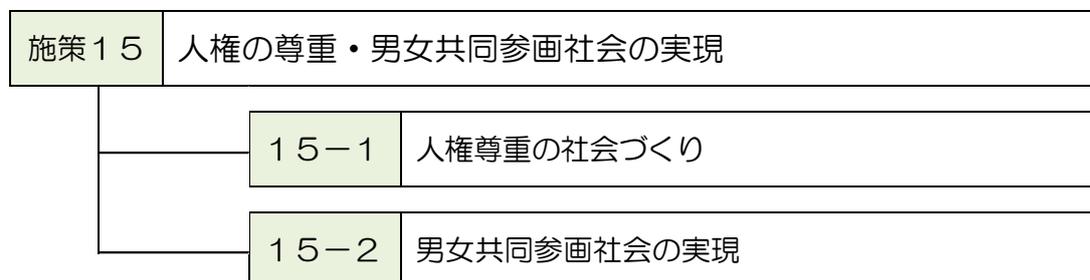
✚ 施策の方向

性別や年齢等の違いを越えて, お互いの個性・特性を認め合いながら, 人権が尊重され, 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指します。

✚ 施策のポイント

- 多様性を尊重し, 認め合う社会づくりの推進
- 人権と男女共同参画の意識啓発の推進
- 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの実現

✚ 基本的取組の体系



✚ 現状と主要課題

- 現在, 市は, 人権擁護委員による啓発活動(中学生人権作文コンテスト, 子どもたちからの人権メッセージ発表会, 人権の花運動, 小・中学校訪問, 小学校朝礼講話など)を支援するとともに, 人権擁護委員を相談員とする人権身の上相談を実施しています。
- 近年, 全国的にDV(ドメスティック・バイオレンス)¹, 各種ハラスメント², 児童や高齢者を対象とした虐待, 多様な性的指向・性自認³への理解や配慮・対応が求められる中, 全ての市民がお互いの生き方を尊重し合い, 誰もが自分らしく生きられるよう, あらゆる機会を捉え, 人権侵害を取り巻く諸課題に取

¹ 配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある人やあった人から振られる暴力のこと。

² 他の者を不快にさせる言動, 他の者の就業環境を害する言動, 言動への対応によって勤務条件等で不利益を与える行為等の総称。

³ LGBTQ(レズビアン(女性の同性愛者), ゲイ(男性の同性愛者), バイセクシャル(両性愛者), トランスジェンダー(身体の性と心の性が一致しない人), クエストヨニング(自分の性自認や性的指向が定まっていない, もしくは意図的に定めていない人)などを指す。

り組む必要があります。

- 男女共同参画社会基本法に基づく計画として、市はこれまで5次にわたり男女共同参画推進プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。令和4年3月に、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化や市の取組状況等を踏まえ策定した「調布市男女共同参画推進プラン（第5次）」においては、「未来に向かって進めよう、ともに参画するまち、調布」を基本理念に掲げるとともに、施策を推進するための基本的な方向として、「人権の尊重と多様性を認め合う社会づくり」、「ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性活躍の促進」、「あらゆる分野・活動における男女共同参画の推進」及び「市役所における男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」の4つを基本目標に位置付け、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すこととしています。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、全ての市民が性別にとらわれず、互いに尊敬し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画意識を醸成するため、市民・事業者・市職員に対する啓発活動や相談支援の充実を図る必要があります。
- 市は、調布市国際交流協会（C I F A）など関連団体との連携の下、「やさしい日本語」の活用促進や、外国人のための専門家相談会などの外国人支援、ウクライナ避難者への支援をはじめとする平和施策と国際交流施策とを有機的に連動させた取組など、多文化共生⁴の推進につながる取組を進めてきました。
- 今後、市においても総人口の減少と併せて少子高齢化が加速していくと予測される中、地域経済社会を支える担い手として、外国人材の受入れ・共生のための取組をより包括的に推進する必要があります。

✚ 基本的取組の内容

15-1 人権尊重の社会づくり

◆人権教育・啓発事業の推進

家庭や学校、人権擁護委員等と連携し、児童・生徒の人権感覚の育成や人権意識の醸成につなげるとともに、教職員の人権に対する理解と意識の向上を図り、指導力を高めます。また、市報や市ホームページ、人権啓発冊子などの各種媒体や講演会などを通じて、市民一人一人が人権の大切さについて理解を深め、人権の意義が広く社会に浸透するよう人権啓発事業を推進します。

◆人権に係る相談・支援の実施

人権擁護委員をはじめ、専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者それぞれのケースに応じた適切な支援に取り組みます。

◆多様な性における人権の尊重

性の多様性に関する理解の促進を図るとともに、パートナーシップ宣誓制度など、多様な性的指向・性自認の者に配慮した取組を推進します。

◆多文化共生の地域づくり

国際交流協会や関係機関等との連携の下、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合いながら、地域で共に暮らしていくことができる多文化共生の地域づくりを推進します。

⁴ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
人権教育・啓発事業への参加者数	7,648人 (H30)	7,069人 (R3)	

●その他の主な取組

- ・人権に関する教育・啓発事業の推進
- ・人権に関する相談事業の推進

15-2 男女共同参画社会の実現

◆男女の人権の尊重

男女共同参画推進センターを拠点として、身近なテーマを題材にした講座・講演会などを通じ、男女が互いの人権を尊重する意識を醸成するとともに、女性がライフステージにおいて直面する諸課題に対応するため、適切な情報に加え、検診等の充実に努めます。また、学校教育において人権教育として男女平等教育を推進します。

◆政策・方針決定過程への女性の参画促進

市内モデル事業所として、市政における政策・方針決定の場での男女共同参画推進の取組として、引き続き、各種審議会や委員会への女性委員の登用に努めます。あわせて地域活動や企業などの方針決定過程に女性の参画を促すため、啓発活動を行います。

◆相談体制の充実

男性のための相談事業に取り組むなど相談事業の再編を行い、市民により親しみやすい環境整備に努めるとともに、男女共同参画推進の視点に立ち、生活上の困難について、相談者自身が解決の糸口を見出せるよう、相談事業の充実を図ります。

◆男女共同参画意識の啓発

地域活動における男女共同参画の推進に向け、市民同士の交流・つながり合いの機会を確保して市民のネットワークを構築する男女共同参画推進フォーラムを引き続き実施するとともに、適切な情報発信に取り組みます。

◆ワーク・ライフ・バランスの実現

就労形態やライフスタイルの変化に伴い多様化する市民ニーズを的確に捉え、仕事と子育てや介護などの仕事以外の生活との調和が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や、男性の家事、子育て、介護への参画を促すための講座等を実施します。また、女性の再就職に向けた講座やセミナーを開催します。

◆女性活躍の推進

女性の職業生活における活躍の推進に向け、雇用の分野における男女の均等な機会の確保を意識し、女性の再就職に向けた講座やセミナーを開催します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市の審議会や委員会における女性の割合	31.6% (H30)	33.4% (R3)	

基本計画事業候補

事業名	男女共同参画啓発・相談事業の実施	担当課	男女共同参画推進課
事業の概要	・男女共同参画社会の実現に向けた講座・講演会、情報提供等を実施するほか、専門相談員との面接や電話による各種相談事業を実施します。		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- オンライン相談、講座やセミナーのオンライン化、アーカイブ配信

共創のまちづくり

- 男女共同参画推進フォーラム「しえいくはんず」の開催

第3編 分野別計画

5-2 戦争について学び、平和への認識を深め、未来につないでいくまち【平和】

施策16 平和施策・国際交流の推進

目的	対象	市民
	意図	平和の尊さを理解し、後世に語り継いでいく 多様な文化が尊重される、多文化共生を推進する

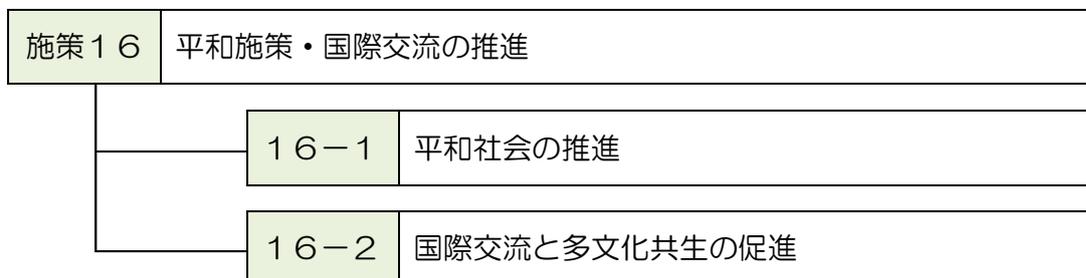
✚ 施策の方向

市民一人一人が、国際交流を通じた相互の理解を深める中で、多様な文化が尊重され、平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めます。

✚ 施策のポイント

- 被爆地への平和派遣事業をはじめ、幅広い世代、とりわけ次代を担う子ども・若者が戦争や平和について考え、学ぶ機会の継続的な確保及びその成果の広く市民への還元
- 国際交流協会や関係団体等と連携した国際交流及び外国人支援の継続的な取組を通じた、多文化共生のまちづくりの推進

✚ 基本的取組の体系



✚ 現状と主要課題

- 市は、「調布市非核平和都市宣言（調布市議会）」、「調布市国際交流平和都市宣言（調布市）」の2つの平和宣言を行っています。また、平成22年8月には、核兵器のない平和な世界の実現を目的とした「平和市長会議」（現在の「平和首長会議」）に加盟し、さらに令和3年4月には非核宣言を実施した自治体で構成される「日本非核宣言自治体協議会」に加入し、他自治体との平和交流を推進するとともに、日本そして世界の恒久平和を希求する立場から、継続的に平和に関する事業に取り組んでいます。
- 令和7（2025）年で戦後80年が経過します。戦争体験世代が少なくなっている現実の中で、戦争の記憶や平和の尊さを次世代へと着実に伝え続けていくために、次代を担う子ども・若者たちが戦争や平和について考え、学ぶとともに、その成果を広く市民へ還元する視点を持って様々な取組を展開していくことが重要です。
- 令和元年度から継続している中学生の被爆地平和派遣事業では、FC東京をはじめとする関連団体との

連携を深めながら、より多くの子どもたちに関心を持ってもらえるよう取組を進めてきました。今後は、参加した子どもたちが派遣後も平和への想いを発信していけるよう、活動の場づくりや継続的な支援を行っていく必要があります。

- 名誉市民・水木しげる氏の生誕100周年の節目となった令和4年度は、調布市平和祈念展「水木しげるが見た光景～紡がれる想いと言葉～」を開催し、戦記漫画を中心とした作品や水木氏が残された言葉の展示を行いました。今後も、世代を超えて多くの市民に戦争・平和に関心を持っていただくきっかけとして、機を捉えた水木氏の作品の平和施策への活用を図っていくことが重要です。
- 市は、調布市国際交流協会（CIFA）と連携して、外国人の日本語学習支援や市民に向けた各種国際交流事業を展開してきました。
- 東京2020大会を契機とした「やさしい日本語」の活用促進や、外国人のための専門家相談会などの外国人支援、また、ウクライナ避難者への市としての支援や広く市民に世界情勢について知っていただく国際理解講座等をはじめとする平和施策と国際交流施策とを有機的に連動させた取組など、多文化共生¹の推進に取り組んでいます。今後も国際交流協会との連携・協力により、更に効果的な施策展開を進めていく必要があります。
- 市は、2002年サッカーワールドカップ日韓大会でサウジアラビア代表チームのキャンプ地となったことを機に、サウジアラビア王国との交流を継続し、東京2020大会では、同国のホストタウンとして登録され、その交流を更に発展させています。

✚ 基本的取組の内容

16-1 平和社会の推進

◆平和祈念事業の実施

幅広い年齢層の市民に平和について考える機会を提供するため、平和展の開催、市民の戦争体験の保存と伝承、名誉市民・水木しげる氏の作品や市内及び近隣に残る戦争遺跡の活用など、より多くの方が平和に関心を持ち、参加していただくことのできる各種平和祈念事業について、市民をはじめ関連団体と連携しながら年間を通して実施します。

◆次代を担う子どもたちの参加促進

戦争の記憶や平和の尊さを次世代へと着実に伝え続けていくため、中学生の被爆地派遣事業をはじめ、次代を担う子ども・若者たちが戦争や平和について考え、学ぶとともに、その成果を広く市民へ還元する取組を実施します。また、派遣事業に参加した子どもたちが、その学びや平和への想いを継続的に発信できるよう、活動の場づくりや支援に取り組めます。

より多くの子どもたちが戦争を自分事として捉え、平和について関心を持つことができるよう、被爆地への平和派遣事業に協力いただいているFC東京との連携や、平和首長会議・日本非核宣言自治体協議加盟自治体との平和交流を推進します。

¹ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
身近な人と戦争や平和について話し合ったり、戦争中の話を聞いたりしたことがある市民の割合	84.9% (H30)	81.0% (R3)	

基本計画事業候補

事業名	平和祈念事業の実施	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い年齢層の市民に平和について考える機会を提供するため、各種平和祈念事業を実施します。また、戦争体験や平和への想いを次代へ着実に継承するため、市民の戦争体験の伝承に取り組むとともに、被爆地へ派遣した子どもたちの学びの成果を広く市民に還元する取組を推進します。 		

16-2 国際交流と多文化共生の促進

◆国際理解と国際交流の促進

多様な文化への理解を深め、市民の国際感覚の醸成にも寄与できるよう国際交流協会などの関連団体と連携し、様々な国の歴史や文化を紹介する国際理解講座や、サウジアラビア王国との交流をはじめとする各種国際交流事業を展開します。

◆外国人支援の推進

国際交流協会や関係機関等と連携し、外国人のための専門家相談会や日本語学習支援等に継続的に取り組むとともに、「やさしい日本語」の更なる活用促進を図るなど、外国人の支援を推進します。

◆多文化共生の地域づくりを支える人材の育成

市民の手による国際交流活動を推進することにより、世界の様々な文化について、それぞれの人々との相互の認識と理解を深め、共に暮らしていける地域社会づくりに寄与するため、国際交流協会と連携し、多文化共生の地域づくりを支える地域人材の確保及び活躍の場づくりに取り組めます。

また、市内に在住する外国人への災害時における支援について、国際交流協会との連携の下、取組を進めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
国際交流・多文化共生事業の実施数	—	調査中	↑
国際交流協会会員数	—	調査中	↑

基本計画事業候補

事業名	多文化共生の推進	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 多様な文化への理解を深め、市民の国際感覚の醸成に寄与するための事業等の実施を通じて、国際交流と多文化共生の地域づくりを促進します。 		



施策の推進，成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

○平和や国際交流に関する資料のデジタル保存・映像配信の検討

共創のまちづくり

○FC東京との連携による平和祈念事業の推進